

令和7年 第1回浅口市農業委員会議事録

令和7年1月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬 良 哲哉	出
2	渡 邊 清志	出	金光2	藤 丘 廣志	出
3	友 田 陽勝	出	金光2	安 田 文彦	出
5	古 城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀樹	欠
6	川 崎 英俊	出	金光3	菰 口 清司	出
7	柚 木 栄蔵	出	鴨方1	吉 川 孝之	出
8	吉 田 潤市	出	鴨方1	杉 本 正彦	出
9	虫 明 伸吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	高 井 基次	欠	鴨方2	虫 上 行治	出
11	渡 邊 豊	出	鴨方3	山 下 善弘	出
12	齋 藤 孝実	出	鴨方3	山 下 眞治	出
13	岡 田 直樹	出	寄島1	中 濱 稔文	出
			寄島2	大 島 明敏	出

事務局

産業振興課長兼農業委員会事務局長 瀬良 昌弘

書記 谷口 輝昭 書記 古城 章弘

説明のため出席した者の氏名 産業建設部産業振興課 主事 今城 雄大

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 浅口農業振興地域整備計画の変更について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年2月14日（金））

	開会（午後１時３０分）
議 長	それでは、今日は１月の会議ということで、明けましておめでとうございます。今年度もひとつよろしく願いいたします。 それでは、早速ですが、本日も慎重審議にご協力をお願いいたします。 これより令和７年第１回浅口市農業委員会を開会します。 ただいまの出席委員は１１名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。今回も、会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。 日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において６番川崎委員、７番柚木委員を指名します。 日程第２、会期の決定についてを議題とします。 会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日といたします。 日程第３、議事に移ります。 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。 ６７２番の件について事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議案書は２ページになります。２ページをお開きください。 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年１月１５日提出。 番号６７２、土地の所在地は全て鴨方町六条院西です。 ６７２－１、田、６６８平米。 ６７２－２、田、１，０４６平米。 譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、高井委員がお休みなんで、事務局のほうで補足説明をお願いいたします。
事務局	引き続き説明させていただきます。 地図の１ページから４ページになります。 場所は、六条院西の〇〇〇〇沿いに〇〇〇〇があります。そちらの道の東と西の農地になります。１ページ、２ページが道の西側、３ページ、４ページが道の東側になります。現在も耕作されている土地できれいに管理をされております。贈与による所有権移転になります。高井委員と一緒に現地確認をしております、特に問題ないと伺っております。審議をよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声

議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６７２番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６７７番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号６７７、土地の所在地は、金光町占見新田です。田、４６０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	地図は５ページから６ページです。
	場所は、〇〇〇〇からもうすぐそばに新幹線が通つとります。そのすぐ斜め下というぐらい、南ぐらいですかね、そこで県道がまた通って、すぐもうそばで、労力不足ということで何も問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６７７番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６７８番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。６７８、土地の所在地は全て鴨方町小坂西です。
	６７８－１、畑、６１０平米。
	６７８－２、畑、５２８平米。
	譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、９番虫明委員、補足説明をお願いします。
委 員	９番虫明です。地図で言うと７ページ、８ページになります。
	ここは、畑を作っていて、譲受人がもう金銭的にお金を出して代わるそうです。何も問題ないようですので、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６７８番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６８７番の件について事務局の説明を求めます。

事務局	失礼します。番号６８７、土地の所在地は鴨方町小坂西です。畑、９９平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
	なお、譲受人は、中古住宅を購入される予定です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議長	次に、９番虫明委員、補足説明をお願いします。
委員	虫明です。
	先ほどと同じ地図のところで、新池というのが、その〇〇〇〇のちょうど北の端になります。ここも見に行ったんですけど、何も問題はなかったし、金銭的に譲り受けられるらしいんです。よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。
	それでは、６８７番の件についてご異議はありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認めます。許可することに決定します。
	続きまして、６９０番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号６９０、土地の所在地は金光町大谷です。田、３２９平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受し人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議長	次に、５番古城委員、補足説明をお願いします。
委員	地図で言いますと、９ページ、１０ページになります。位置としては、〇〇〇〇を東に行って、ちょっと行ったところにもう、〇〇〇〇からどのくらいかな、いくらか下がった位置になります。ここの場所っていうのが、もともと持っておられた方の小さいところ、１メートルぐらいの木をばらばらっと植えておられて、ほんで現在は１年に１回か２回は草を取ってっていうふうな状況でした。その中で、譲受人が、この方は〇〇〇〇をされながら植木も植えていらっしゃるという方で、その方が植木を作るということでした。また、この方は〇〇〇〇ということなんですけど、この方は息子さんも一緒に〇〇〇〇とか、そういうのもやっておられるんで問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。
	それでは、６９０番の件についてご異議はありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６９２番の件について事務局の説明を求めます。

事務局	失礼します。番号６９２、土地の所在地は全て寄島町です。 ６９２－１、畑、１６１平米。 ６９２－２、畑、１０９平米。 譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１２番齋藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	齋藤です。位置図につきましては、１１ページ、１２ページをお開きください。 ちょっと左側の１１ページの図を見ていただきますと、真ん中あたりから下に山を囲むような形で道が通っておりますけれども、そちらのほうは〇〇〇〇に抜ける道になっております。集落的には、〇〇〇〇から西へ約１キロほど離れた〇〇〇〇という場所になっております。この案件なんですけれども、このたび親御さんの死去に伴いまして相続を受けられた譲渡人がおられるんですけれども、その方は既に県外へ転出されております。したがって、管理が困難ということでございまして、以前よりこの物件の耕作をされておられました譲受人との話し合いが成立いたしましたので、このたびの申請に至りました。既に適正に管理が行き届いておられまして、今後も農地としての利用が見込まれるものと判断いたし、問題なしと見ています。 以上です。
議 長	ただいまの説明で質疑ありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
委 員	それでは、６９２番の件についてご異議はありませんか。
議 長	異議なし声 異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、議案第２号農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局	６９１番の件について事務局の説明を求めます。 失礼します。３ページになります。 議案第２号農地法第４条の規定による許可申請について。令和７年１月１５日提出。 番号６９１、土地の所在地は全て寄島町です。 ６９１－１、田、３４５平米。 ６９１－２、田、８４平米。 転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１２番齋藤委員、補足説明をお願いします。

委 員	齋藤です。引き続きです。地図は、13ページ、14ページになります。 真ん中に入っておりますのが、道路、〇〇〇〇になります、その沿線ということになります。集落的には、〇〇〇〇から北に上がった約1キロぐらいの〇〇〇〇といった地区に当たります。この申請者につきましては、〇〇〇〇を営んでおられまして、以前より駐車場それから資材置場の確保を望んでおられました。このたび計画が調いまして、現在の事務所、地図でいいますと、真ん中あたりの①番、②番というところの左側の〇〇〇〇、こちらのほうが〇〇〇〇といった〇〇〇〇となっております。こちらは、隣接する東側の農地を申請することによりまして、目的を達成するといったようなことであります。地元土木委員の許可もいただいております、問題ないと判断いたします。 以上です。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、691番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局	686番の件について事務局の説明を求めます。 失礼します。議案書の4ページになります。 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和7年1月15日提出。 番号686、土地の所在地は全て金光町須恵です。 686-1、田、1,017平米。同じく2ほかとしまして、田4筆、1,590平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、686-1が〇〇〇〇、686-2〇〇〇〇、686-3〇〇〇〇、686-4及び5が〇〇〇〇です。転用目的は分譲宅地、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。この申請と同時に市の開発許可も申請中です。よろしく願いいたします。
議 長	次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。
委 員	3番友田です。地図のほうは、15ページ、16ページになります。 場所は、〇〇〇〇が〇〇〇〇を挟んで北側になります。ちょうどこの〇〇〇〇沿いのところは、今もうアパート、半年ほど前かな、ここで上がった。これのちょっと北隣にということで、今まで稲作というのもだんだん少なくなって耕作放棄地みたいになってたところも含めての開発になります。ちょっと水がたまるようなところでしたので、それをちょっと上げて作る形になってます。開発のほうは〇〇〇〇でやられとるといふふうに聞いてます。特にもうまわりに問題になるようなことはないと思

	ますんで、よろしくご審議のほうをお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６８６番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	次の６８８番の件については、６８９番と関連がありますので、併せて事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号６８８。６８８番につきましては、次の６８９番と関係がありますので、一緒に説明をさせていただきます。
	まず、番号６８８、土地の所在地は鴨方町六条院中です。畑、１８１平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、その他公共用施設、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第３種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。
	続きまして、番号６８９ですが、土地の所在地は全て鴨方町六条院中です。
	６８９－１、畑、５４平米。
	６８９－２、畑、７５平米。
	譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は消防機庫、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第３種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、担当は高井委員なんですが、お休みのため事務局のほうで補足説明をお願いします。
事務局	引き続き説明させていただきます。
	地図の１７ページ、１８ページになります。
	場所は、〇〇〇〇の南に〇〇〇〇がありまして、その道沿いになります。現在、〇〇〇〇を順次しておりまして、公会堂と消防機庫、現在建っているものが今回移転の対象になりますので、その移転に伴うものになります。特に問題はないと伺っております。審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６８８番及び６８９番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６９３番の件についてになりますが、〇〇〇〇に関係していますので、ここで退席します。代わりに、高井さんがお休みなので、事務局のほうでひとつよろしくお願いいたします。

事務局	(○○○○委員 退場) それでは、すいません。会長に代わって進めさせていただきます。 693番の件についてこちらから説明をいたします。 番号693、土地の所在地は全て金光町占見です。 693-1、田、106平米、同じく2ほかといたしまして、田4筆、2,870平米。譲受人は、○○○○。譲渡し人は、693-1及び2が○○○○、693-3○○○○、693-4及び5○○○○。転用目的は、建て売り住宅。施設の概要は、○○○○。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。 では続きまして、1番の大橋委員に補足説明をお願いいたします。
委員	1番大橋です。 場所は、○○○○から西へちょっと行ったところに○○○○があります。その県道から北へ100から150ぐらい上がった旧道のところで、もう別に草は刈っておられたようなので管理はされています。それで、別に問題はないと思います。審議のほどをよろしく。
事務局	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委員	なし声
事務局	質疑なしと認めます。
事務局	それでは、693番の件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
事務局	異議なしと認め、許可することに決定します。
事務局	それでは、ここで議長を交代いたします。少々お待ちください。
事務局	(○○○○委員 入場)
事務局	それでは、事務局から、先ほどの結果について退席された方へお知らせをさせていただきます。 693番については許可することに決定されました。 以上です。
議長	それでは、再開します。
議長	続きまして、669番の件に対して、この案件は前回12月の総会から継続審議案件になっています。事務局からの説明を求めます。
事務局	失礼します。資料の5ページになります。
事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和
事務局	7年1月15日提出。
事務局	番号669。こちらの669につきましては、先ほど会長が申し上げましたとおり、12月で継続審議になった議案になります。申請された関係者に聞き取りを行いまして、注意を行った上でてんまつ書を提出していただいております。聞き取りをした結果、登記地目が宅地であったので、もうそのまま土を入れてしまったということ

を言われておりましたので、そのあたりを十分気をつけるようにということで注意を行っております。また、上に敷いていた真砂土を取り除いて原状復旧も行ってもらっています。現地の状況については、事前に机の上に置かさせていただいておりますが、3枚物のカラーのホチキス留めした資料になります。一番上が畑だった頃の写真になります。こちらの11番、12番、14番、番号がついたところが分かりやすいと思います。こういった形で畑として使用をされておりました。

1枚はぐっていただきまして、2枚目が真砂土を上に乗せた状態になります。道路とも畑がほぼフラットな状態でしたので、見栄えをよくするということもありまして、真砂土を入れられたということです。12月の農業委員会のことがありまして、3枚目になりますが、上の真砂土を取っていただいて、片方に寄せて山の状態にします。今回の案件の場所を掘り返して下の土が見えるような状況、原状復旧をしていただいたということで、一番最後の裏面になるんですが、そちらが今の状況になっております。

それでは、前回も説明をしたんですが、再度議案の説明をさせていただけたらと思います。

土地の所在地は、金光町下竹です。畑、197.72平米。借受人は〇〇〇〇、貸出人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしく願いいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 先月も説明はしましたけど、もう一回。〇〇〇〇からすぐ北側のところ、写真のとおりには戻って、畑になるように2遍、1遍してもう一遍やらせました。今のところこれで問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 質疑。

議 長 はい。

委 員 これ登記地目は宅地なんですけど、現況が畑というあれで、これは畑のほうが優先するような感じなんですか。

事務局 登記地目は宅地で畑にされたということで、現況も変わってきますし、あとこれが使用貸借ということで今回上がってきとるということになります。

委 員 ということは、現況畑で、地目は登記上は宅地という場合もある。

委 員 現況はそういうなんがいっぱいあるんですよ。

事務局 許可を受けて建物を建てているが、登記を変更していない。

委 員 そうそう、そういうことじゃ。調べたらそういうのがある。

議 長 よろしいでしょうか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

	それでは、６６９番の件について異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６８０番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号６８０、土地の所在地は、鴨方町六条院西です。田、３６３平米。借受人は〇〇〇〇、貸出人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	本件も高井委員の担当なんですが、お休みのため事務局のほうで補足説明をお願いします。
事務局	失礼します。地図のページですが、２３、２４ページになります。２３、２４ページです。 場所は、六条院西の〇〇〇〇。現在、周辺で〇〇〇〇が行われているんですが、地図にはないんですが、〇〇〇〇ができておりまして、その交差点の少し北東に入ったところになります。現在、実家の隣が農地になっておりまして、そこにお子さんが帰ってこられて家を建てられるということで、特に問題はないと伺っております。審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６８０番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第４号農用地利用集積計画についてを議題としますが、これも私と６番川崎委員はこの案件に関係していますので、ここで退席します。
	議事の進行については、事務局にお願いします。 (〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 退場)
事務局	失礼します。 それでは、会長に代わって進めさせていただきます。 議案の説明を行います。議案書の６ページ、７ページになります。 議案第４号農用地利用集積計画について。令和７年１月１５日提出。 それでは、説明いたします。 番号３０から３５。この６件につきましては、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有されております。 利用権設定を受ける者は５名、農地は１２筆で、更新が２筆、新規が１０筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。

	契約期間は、6年未満が5件、10年未満が5件、10年以上が2件になります。 次に、7ページになりますが、（1）地目別設定面積については、田、6,931平米、畑、3,049平米です。 以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。 それでは、先ほどの説明で質疑はありませんか。
委 員 事務局	なし声 質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員 事務局	異議なし声 異議なしと認め、承認することに決定します。 それでは、ここで議長を交代します。少々お待ちください。
事務局	（〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 入場） それでは、事務局より退席された方へお知らせをいたします。 議案第4号については、承認することに決定されました。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 それでは、再開します。 続きまして、議案第5号浅口農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。
事務局	事務局の説明を求めます。 失礼します。議案書が別冊になっております。机の上に事前に置かせていただいた資料になります。
説明者	議案第5号浅口農業振興地域整備計画の変更について。令和7年1月15日提出。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、浅口市長から農業振興地域整備計画の変更について意見を求められておりますので、ご協議をよろしくお願いいたします。 説明につきましては、産業振興課の担当が行います。 それでは、よろしくお願いいたします。 失礼します。産業振興課今城と申します。 議案書をご覧ください。 まず、現在の農用地等利用計画総面積は463.4ヘクタール、転用計画等に伴い農振除外の申請があったもの2件、計2.1ヘクタール、編入面積はゼロ。変更後の総面積は、461.3ヘクタールです。 1枚めくって、2ページをご覧ください。ここに一覧を掲載しています。 次の3ページは、全体の位置図になります。 続いて、また1ページめくってください。4ページ、5ページです。個別の説明を行います。 番号1、土地の所在地は全て鴨方町六条院中です。除外面積、田3筆、合計2,6

	20平方メートル。申請者は、〇〇〇〇農振除外の申出をしたものです。転用目的は資材置場、露天駐車場です。 続いて、1枚めくっていただいて、6ページがその位置図になります。赤枠で囲った箇所になります。 右に移っていただいて、7ページ、2件目になります。 番号2、土地の所在地は全て六条院中です。除外面積、田、26筆、1万8,043平方メートル。転用事業者は、〇〇〇〇農振除外の申出をしたものです。 1ページめくっていただいて、8ページ、9ページにその一覧表と位置図を示しております。なお、1月8日、備中県民局と産業振興課で各案件の現地を確認し、いずれの案件も農振除外の要件を満たしていると考えられるため、農振除外はやむを得ないものと判断し、県との連絡調整を図ったものであります。 以上でございます。
議 長	それでは、質疑に入ります。 何か質問はありますでしょうか。別にありませんかね。よろしいですか。別に問題はありませんでしょうかね。声を出していただければ助かるんですが。
委 員	なし声
議 長	はいじゃあ、質疑はなしというふうなことで、質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定します。 ここで産業振興課の担当職員は退席とします。ご退席ください。ありがとうございました。 それでは、日程第4、報告事項に移ります。 報告第1号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。議案書の8ページになります。 報告第1号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和7年1月15日提出。 番号673-1、鴨方町鴨方、田、893平米。673-2、鴨方町鴨方、田、968平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は令和6年11月20日です。 番号674、鴨方町六条院西、田、741平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は令和6年11月30日です。 番号679、金光町上竹、田、1,377平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は令和6年12月7日です。 番号684、金光町須恵、田、536平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和6年8月14日、引渡し年月日は令和6年12月31日です。

	番号685、鴨方町地頭上、田、188平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は令和6年12月18日です。
	以上になります。
議 長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたということにいたします。
	日程第5、その他に移ります。
	事務局から報告等がありましたらお願いします。
事務局	①市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
	②次回の農業委員会について
議 長	ほかにはないので、本日の委員会は以上で閉会いたします。
	ご苦労さまでした。
	 閉会（午後2時30分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年1月15日

浅口市農業委員会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨